

議案の審議

令和4年3月完成予定

藤沢駅北口地下広場

利用料金の上限等を設定

○藤沢市藤沢駅前広場条例の一部改正について
この議案は、新たに北口地下広場を公共の用に供するに当たり利用料金の上限等を設定すること、並びに消防活動空地が新設され、貸出面積が減少したこと等

- ・藤沢駅前広場では広告物等の表示、配布又は散布を禁止しているが、広告エリアでは広告物等の表示ができるよう定める。
- ・指定管理者が行う業務について規則で定める。
- ・新たに広告エリアの管理・運営に関する業務を加える。
- ・広告工事における使用制限について新たに定める。
- ・サンパレット広場における使用区分及び利用料金の上限を改めるとともに、北口地下広場の使用区分及び利用料金の上限等を定める。
- ・現行の藤沢市地下道照明板使用料条例を廃止する。
- ・北口地下広場内に広告工事用できるものとして市長が掲出物を掲出するためには、壁面での広場の名称に北口地下広場を加え、その位置を藤沢市藤沢515番とする。
- ・北口地下広場内に広告工事用できるものとして市長が掲出物を掲出するためには、壁面での広場の名称に北口地下広場を加え、その位置を藤沢市藤沢515番とする。



広告エリアが置かれる藤沢駅北口地下広場

○藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
この議案は、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市一般職員の期末手当の支給割合について

期末手当を引き下げ 職員の給与改定 民間との均衡を図る

○藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
この議案は、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市一般職員の期末手当の支給割合について

期末手当を引き下げ 職員の給与改定 民間との均衡を図る

○藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
この議案は、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市一般職員の期末手当の支給割合について

【主な質問と答弁】
質問 一般職員及び短時間勤務会計年度任用職員等が一律に期末手当支給月数の引下げとなる。職種ごと等によるて異なる給与増減の

職員の期末手当支給月数を

・短時間勤務会計年度任用

職員の期末手当支給月数を

・短時間勤務会計年度任用</p